

備える 3.11から 災前の策

第159回 防災史にみる伊勢湾台風



伊勢湾台風で、伊勢湾に漂流した大量の漂流木が、河川を塞ぎ、舟が航行できなくなった。写真は、徳永寿生さんが、伊勢湾に漂流した大量の漂流木を、河川から取り除く作業をしている様子。

東海地方を中心に、五十人以上の犠牲者を出した一九五九年九月の伊勢湾台風から、今年で六十年を迎える。昨年は嵐や豪雨などの自然災害が相次ぎ、防災や自らの備えの大切さを再認識せられる場面が多かった。国は伊勢湾台風の被害を教訓に、災害対策基本法を制定。政策としての防災が本格的に始まった。今回の一備えるでは、伊勢湾台風と防災の歴史を振り返る。(天田博里)

流木が窓を貫通

名古屋の高校水没

伊勢湾台風で大きな被害を受けた名古屋市内で、南宮区の大同工業高(現・大同大大同高)で保健体育科を教える元教員、徳永寿生さん(81)同市北区は「一は、流木が引かずに、引一面、流木をたづねた」と振り返る。

いかだ作り「救援隊」

60年前の惨状

約15の舟の作りを二時間半ほど、ようやく学校付近まで着くと、貯水池から流れ出た流木の流木が浮かんでいた。流木を足場代わりに伝って渡ると、木と木の間には浮かぬ、中、木と同じように浮かぬ、こんなことになってしまった。新築で四層建ての校舎は、避難してきた近隣住民であふれ返っていた。一層の窓には流木が突き刺さり、天井付近まで水が浸っていた。教室内も机が浮き、物が散るなど、授業ができた環境ではなかった。食料や飲料水など物資を運ぶトラックは、学校までたどり着けなかった。



当時の写真を見ながら、伊勢湾台風の被災体験を話す徳永寿生さん(名古屋南宮区の大同大大同高)

災害対策法契機に／地域減災なお課題

名古屋大震災連携研究センター副センター長の田代博教授は「災害対策基本法は、戦後の災害史における伊勢湾台風を契機として、災害対策の役割を担うことになった」と話す。大念大被害を出した伊勢湾台風を教訓に、国は一九六一年、災害対策基本法を制定した。田代教授によると、五〇一六〇年代にかけて大型台風が相次いで日本に上陸し、防災に対する市民の意識が向上して来た時期でもあった。四層建ての校舎、ハード、ソフト両面で台風を克服策が準備された。ハード面では、国を中心に防衛省や河川防衛の整備事業などが進められ、伊勢湾台風で被害を受けた河川に堤防が設置された。一方、田代教授は、「六十年たっても、課題は残る」と指摘。水害対策推進課長を例に挙げても、庄川や木曾川など一級河川は重点的に対策がとられてきたが、小規模河川では対策が進んでいない。そのうち、整備が必要な河川の半数が未対応ではないかと話す。伊勢湾台風時は約100平方メートルの土地が高潮で被害を受けたが、仕様が基準して排水能力のある設備や堤防の強化が求められるようになった。

気象庁などによると、伊勢湾台風は1959年9月21日にマリアナ諸島の東海上で発生。中心気圧が1日に91°急下がるなど猛烈な勢いで発達した。非常に広い暴風域を伴いつつ、勢力が衰えないまま同日26日午後6時ごろ、和歌山県潮岬の西に上陸。中心気圧は929°だった。上陸後は紀伊半島を北上し、6時間ほどで本州を縦断。琵琶湖付近に到達したところで、名古屋港で最高潮位3.89mを記録するなど国内最大級の高潮を引き起こした。

国内最大級の高潮 死者不明者500人超